附　則

（施行期日）

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**○厚生労働省令第七十一号**

地域再生法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十八号）の施行に伴い、厚生労働省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

厚生労働省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成二十八年厚生労働省令第九十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （地域再生協議会の構成員として加える者）<br>**第一条**　地域再生法（以下「法」という。）第十七条の二十四第二項の厚生労働省令で定める者は、認定市町村（法第五条第十六項の認定（法第七条第一項の変更の認定を含む。）を受けた市町村（特別区を含む。）をいう。以下同じ。）が法第十七条の二十四第四項第八号の規定に基づき生涯活躍のまち形成事業計画（同条第一項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画をいう。以下同じ。）に同号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの施設において行う生涯活躍のまち一時滞在事業（同号に規定する生涯活躍のまち一時滞在事業をいう。）について旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の許可を受けていない場合に限る。）を記載しようとする場合であって、同号ロの所在地が次の各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね百メートルの区域内にあるときにおいて、次の各号に掲げる施設の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。<br>一～八　（略） | （地域再生協議会の構成員として加える者）<br>**第一条**　地域再生法（以下「法」という。）第十七条の十四第二項の厚生労働省令で定める者は、認定市町村（法第五条第十六項の認定（法第七条第一項の変更の認定を含む。）を受けた市町村（特別区を含む。）をいう。以下同じ。）が法第十七条の十四第四項第八号の規定に基づき生涯活躍のまち形成事業計画（同条第一項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画をいう。以下同じ。）に同号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの施設において行う生涯活躍のまち一時滞在事業（同号に規定する生涯活躍のまち一時滞在事業をいう。）について旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の許可を受けていない場合に限る。）を記載しようとする場合であって、同号ロの所在地が次の各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね百メートルの区域内にあるときにおいて、次の各号に掲げる施設の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。<br>一～八　（略） |
| 2　認定市町村は、法第十七条の二十四第十項の規定により同条第四項第四号に掲げる事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載しようとする場合又は同条第十四項の規定により同条第四項第六号に掲げる事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載しようとする場合において、当該認定市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要があると認めるときは、法第十二条第一項に規定する地域再生協議会（以下「協議会」という。）に、当該関係者を構成員として加えることができる。<br>（法第十七条の二十四第四項第一号の厚生労働省令で定めるもの）<br>**第二条**　法第十七条の二十四第四項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。<br>一～七　（略）<br>（法第十七条の二十四第四項第一号の一般社団法人の要件）<br>**第三条**　法第十七条の二十四第四項第一号の厚生労働省令で定める要件は、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が中小事業主である一般社団法人であることとする。<br>（生涯活躍のまち形成事業計画の記載事項等）<br>**第四条**　法第十七条の二十四第四項第二号ハの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。<br>一　法第十七条の二十四第四項第二号イの実施主体の氏名（法人にあっては、その名称及び事務所の所在地）<br>二　法第十七条の二十四第四項第二号ロの有料老人ホームの名称及び設置予定地<br>三～五　（略） | 2　認定市町村は、法第十七条の十四第十項の規定により同条第四項第四号に掲げる事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載しようとする場合又は同条第十四項の規定により同条第四項第六号に掲げる事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載しようとする場合において、当該認定市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要があると認めるときは、法第十二条第一項に規定する地域再生協議会（以下「協議会」という。）に、当該関係者を構成員として加えることができる。<br>（法第十七条の十四第四項第一号の厚生労働省令で定めるもの）<br>**第二条**　法第十七条の十四第四項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。<br>一～七　（略）<br>（法第十七条の十四第四項第一号の一般社団法人の要件）<br>**第三条**　法第十七条の十四第四項第一号の厚生労働省令で定める要件は、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が中小事業主である一般社団法人であることとする。<br>（生涯活躍のまち形成事業計画の記載事項等）<br>**第四条**　法第十七条の十四第四項第二号ハの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。<br>一　法第十七条の十四第四項第二号イの実施主体の氏名（法人にあっては、その名称及び事務所の所在地）<br>二　法第十七条の十四第四項第二号ロの有料老人ホームの名称及び設置予定地<br>三～五　（略） |